このパンフレットは、左開きで、全部で４ページです。
表紙が1ページ目、ページを開いた中面が、２ページ目、３ページ目、裏表紙が4ページ目になります。音声コードは、表紙の右ページ下、２ページ目はひだりページ下、３ページ目は右ページした、裏表紙は、ひだりページ下についています。

2019年4月1日に施行された墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例を紹介するパンフレットです。墨田区が作成しました。

表紙には、キャッチフレーズとして、「誰もが心を通わす住みやすいまちへ」という言葉が大きく書かれています。また、障害のある方のコミュニケーションに関する5枚の写真が掲載されています。1枚目は、墨田区のお知らせの点字版の冊子を指で読み取っている写真です。2枚目は、女性が手話で会話をしている風景の写真です。3枚目は、タブレットを使って、筆談でコミュニケーションを取っている写真です。4枚目は、墨田区が作成した、条例を手話で紹介する動画のイメージ写真です。5枚目は、区の職員が窓口で対応する際に、コミュニケーション支援ボードを使っている写真です。コミュニケーション支援ボードは、言葉での会話が難しい場合でも、わかりやすいイラストを使ってコミュニケーションが取れるように作られたものです。

表紙には、右ページ下に、音声コードがついています。このページには、その音声コードの横に、次の説明が書かれています。

音声コード（Uni-Voice）

文字データをコードに変換したものです。スマートフォン、タブレット用の無料アプリを使用することにより、文字情報を　テキスト表示　と　音声読み上げ　で確認することができます。

表紙の説明は終了です。

この条例の内容や、手話、障害者のコミュニケーションほうほうなどについて、ご紹介します。

ページを開いてください。



 条例の概要の説明です。

目的

手話や様々なコミュニケーション手段が利用しやすい環境と、だれもが人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指します。

３つの基本理念

1、手話は日本語と同じように一つの言語である

2、だれもが理解し合い、お互いを尊重する

3、障害の特性にあったコミュニケーションを大切にする

区、区民、事業者は、それぞれの立場で、責任や役割をもち、障害のある人のコミュニケーションについて理解を深めます。区は、障害のある人がコミュニケーションをとりやすいように支援を行い、事業者は、手話などのコミュニケーション手段が利用しやすい環境をつくれるように努力します。

手話とは、手や表情で話し、目で聞く（見る）言葉です。手だけではなく、顔の表情やしぐさも交えて、気持ちを豊かに表現します。

スーパーで働いている人が、うちの店でも何か出来ることはあるの？、と質問をしています。

答えは次の通り。

わかりやすい言葉でゆっくり丁寧に話してください。筆談グッズの他、レジ袋や箸のよう・不要、ポイントカードなど、各店にあった案内ボードがあると助かります。

次に、どんなコミュニケーション手段が良いか、実際に聞いてみましょう。

聴覚障害のある方、2人のお話です。

生まれた時から聞こえないAさんの話です。

私は、聞こえる子どもと同じように日本語を聞いて覚えることが難しかったので、私にとって日本語は外国語です！筆談でのやりとりや、文書を読んで正しく理解することは、とても大変なことです。私にとって、手話は必要不可欠なコミュニケーション手段なのです。

大人になってから聞こえなくなったBさんの話です。

中途失聴者の私には、手話はわかりません。筆談ボードを持ち歩いて、日本語の文章を使って、コミュニケーションをとります。聞こえませんが話すことはできるので、まず相手に『聞こえていないこと』を理解してもらう必要があります。

まず、その人がどんなコミュニケーション手段を求めているか確認することが大事ですね。

これで、2ページ目は終了です。

３ページ目では、主な障害の特性と配慮、コミュニケーション手段の例を紹介しています。

パンフレットに記載されている障害は一部で、他にも様々な障害の特性があります。また、障害が重複している場合もあります。

聴覚障害

全く聞こえないかたや聞こえにくいかたがいます。

ろう（あ）、難聴、中途失聴があり、コミュニケーション手段は一人ひとり異なります。

・はなしかけるときは、口の動きや表情が分かるように、正面からゆっくりはっきり、身振りも加えて話してください。

・電光掲示板、光、振動などを利用し情報を伝える工夫があると助かります。

【コミュニケーション手段の例】

手話、筆談、要約筆記、身振り、こうわ

視覚障害

全く見えないかたや見えづらいかたがいます。特定の色がわかりにくいかた、見える範囲が狭いというかたもいます。

・あれ、それ、などの指示語ではなく、前後左右や、時計盤をイメージし何時の方向というように具体的に伝えてください。

・何か困っていたら、突然体に触れず、前方からやさしく声をかけてください。

【コミュニケーション手段の例】

点字、音訳、代筆・代読、拡大文字

知的障害

複雑な会話や抽象的なことを理解すること、自分の気持ちを表現することが苦手というかたがいます。

・分かりやすく簡潔な言葉で話し、実物や絵を使い、身振りも加えて話すなど、工夫があると助かります。

・大切な内容はくりかえし伝えたり、紙に書いて渡したりしてください。

【コミュニケーション手段の例】

簡単な言葉、絵・図、身振り、コミュニケーション支援ボード

その他の身体障害

様々な障害により、からだを動かすことや発声が困難なかたがいます。手足、表情、口や目の動きなどで意思を伝えることもあります。

・困っている様子があったら、積極的に話しかけてください。

・聞き取りにくい場合は再度確認してください。

【コミュニケーション手段の例】

筆談、文字盤、意思伝達装置

意思伝達装置とは、わずかなからだの動きを感知するスイッチなどにより操作され、操作者の意思を文字や音声であらわす機器のことを言います。

精神障害

統合失調症やうつ病などの精神疾患のため、日常生活や社会参加に困難なことがあります。

・敏感さや繊細さへの配慮が必要です。本人のペースに合わせ、穏やかな口調で話してください。

発達障害

脳機能の障害であり、コミュニケーションや対人関係を作るのが苦手という方がいます。

・あいまいな表現は使わず、具体的に伝えてください。

・どんな手段がよいか、本人や周りの人に聞いてください。

4ページ目、知っておいてほしいこと

障害に関するマークの紹介

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

白杖ＳＯＳシグナル　普及啓発シンボルマーク

視覚に障害のある方が、白杖を頭上５０ｃｍ程度に掲げて、白杖ＳＯＳシグナルを示していたら、進んで声をかけて支援しようというシンボルマークです。

災害時にも活用できる、オリジナルバンダナ

このバンダナは、聞こえないこと、または、手話での支援ができることを示すものです。耳が聞こえないということは見た目ではわからないため、災害時などには、すぐにそのことを相手にわかってもらう必要があります。災害時や緊急時の円滑なコミュニケーションに役立ちます。

次にスマートフォンの活用の紹介

コミュニケーションを支援するアプリケーションがあり、スマートフォンやタブレットで使います。有料のものがあるので事前にご確認ください。

SpeechCanvas（聴覚障害者とのコミュニケーション支援アプリ）

相手が話した言葉が画面上で文字になり、画面を指でなぞれば字や絵が書けます。インターネットがつながらない災害時などにも利用ができます。

LINE スタンプ

自閉症のお子さんとコミュニケーションをとりやすくするためのスタンプ、発達障害の方が気持ちを伝えやすくするためのスタンプなどが販売されています。

自閉症児のためのスタンプの画像があります。言葉での会話が難しい場合でも、わかりやすいイラストを使ってコミュニケーションが取れます。

サークルの紹介

朗読奉仕、くさぶえ

手話サークル、すみだ

すみだ録音グループ、声

すみだ点訳、ひかり会

点訳、きつつき

録音グループ、かりん

グループみらい

要約筆記サークル、ほたる

講習会の紹介

手話講習会、初級、朝・夜、中級、朝・夜、上級、朝・夜クラス、各全40回

音訳講習会、全22回

点訳講習会、昼・夜クラス、各全20回

要約筆記講習会、全10回

サークルへの参加に講習会の受講が必要になる場合もあります

サークルや講習会に関心をお持ちの方は、すみだボランティアセンター（墨田区社会福祉協議会）まで

電話：3612-2940

ファクス：3610-0294

パンフレットの問合せ先

福祉保健部障害者福祉課

電話　03-5608-6217

ファクス　03-5608-6423